

令和6年度 第1回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年4月12日(金)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (28人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
11番 小宮山光文君	10番 勝亦里沙君
13番 鎌野博之君	12番 小宮山勉君
15番 芹沢重徳君	14番 山崎嘉幸君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
29番 滝口恵治君	28番 石田澄夫君
31番 林良三君	30番 杉山裕君

欠席委員 (3人)

9番 伊倉ふさ子君	16番 勝又高君
27番 杉山光利君	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告  
報 第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の許可について
- 7 農地法に関する議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 農業振興に関する議案  
議案第4号 令和6年度農作業受委託等標準料金の決定について
- 10 農業委員会に関する議案  
議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について
- 11 その他
- 12 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

## 会議の概要

- 事務局長 4月1日付けの人事異動によりまして、私を含め事務局職員に異動がありましたので、会長から2名の職員に対して辞令の交付をお願いいたします。
- 会長 辞令交付させていただきます。
- (辞令交付)
- 事務局長 ありがとうございました。  
新任の事務局職員より自己紹介をさせていただきます。
- (自己紹介)
- 事務局長 ただ今から令和6年度第1回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局 ありがとうございました。  
本日の出席の報告ですが、9番伊倉ふさ子委員、16番勝又高委員、27番杉山光利委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。  
会長よろしくをお願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくをお願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、1番勝又忠好委員、2番杉山道洋委員よろしくお願ひします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。  
報第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。  
報第1号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年4月12日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

続きまして、日程6 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する報告事項に入ります。

報第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書2ページをお願いします。

報第2号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用配分計画について静岡県知事の認可があったため報告する。令和6年4月12日報告。

議案書3ページの議案第2号別紙資料 農用地利用配分計画一覧表をご覧ください。

本計画は、令和6年4月12日に静岡県知事の認可を受けた利用配分計画であります。本報告における計画は、農地中間管理事業による利用配分が54件で、合計面積は48,669㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。本案件の農用地につきましては、平成31年3月から令和2年3月にかけての農業委員会総会定例会で農用地利用集積計画が議決され、法人が借り受け耕作をしておりました。この度、賃料や借り受け期間等の条件はそのまま、耕作者のみを、当該法人から独立する研修生2名へ変更する旨の申し出があったため、手続きを行い県知事の認可を受けたものです。一覧表には当時の契約内容で記載されておりますが、相続等により所有者が変更している農地もありますので、個別に変更の手続きをしてもらうようお願いをしております。なお、このように借り手のみを変更し、それ以外の条件は従来どおりとする場合については、農地中間管理事業の推進に関する法律により、静岡県農業振興公社が県知事に対して申請し認可を受けることとされており、農業委員会での決定は不要となります。

(番号1～16について内容の読み上げ)

(番号17～54について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程7 農地法に関する事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の13ページをお願いします。  
議案第1号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年4月12日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。  
  
番号1（議案書の内容読み上げ）田 1,335 m<sup>2</sup>  
譲受人は新規就農のため譲渡人から賃貸借により借り受けるものです。  
整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員 調査日は令和6年3月31日です。譲渡人と譲受人と現地で調査しました。  
申請については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。  
権利の設定、移転等の内容は、譲受人は新規就農のため農地を探していて、農地を借りて耕作するために譲渡人と賃貸借の契約を結ぶものです。譲渡人は、体が弱くて耕作ができず、この土地も昨年の秋に水利組合に依頼し草を刈ってもらったということです。現在は何も作付けしていない状況です。  
効率的な利用について、譲受人は昨年12月に勤務先を退職し、新規で就農を目指しております。4年ほど前から、当時の勤務先にて農作業に従事していたとのことです。  
トラクター等の農業機械については、今後購入予定とのことです。営農意欲も非常に旺盛であり、農地についても効率的に管理されると思われまます。  
耕作管理計画ですが、申請地は現在休耕地となっておりますが、今後は畑として利用したいも類を作付けするとのことです。  
転貸しについては、ありません。  
地域との調和ですが、地域農業集落の取決めに従って、支障の無いように耕作を行っていくということです。  
以上です。よろしくお願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の14ページをお願いします。

議案第2号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年4月12日提出。今月の5条許可申請は4件です。番号1と2は一体事業となります。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 518㎡

転用内容は、賃貸借権の設定による病院1棟、グラウンド、駐車場39台、調整池の建設となります。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）田 5,798㎡

転用内容は、売買による病院1棟、グラウンド、駐車場39台、調整池の建設となります。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

続いて、番号3と4は、譲受人の工場増設に伴う関連事業となります。

番号3（議案書の内容読み上げ）田 2,016㎡

転用内容は、賃貸借権の設定による駐車場81台の設置です。

農地の区分は、第1種農地に区分されます。第1種農地については、原則転用不可ですが、本案件は既存施設の拡張に該当するため、例外規定により転用が認められるものです。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 1,452㎡

転用内容は、一時転用による駐車場57台の設置です。番号3の常設の駐車場と違い、こちらの駐車場は、工場増設の工事期間中に不足する駐車場を確保するもので、工事完了後は、農地として復元します。このため転用期間は、令和9年4月11日までの3年間の一時転用となります。

農地の区分は、農用地区域内農地、いわゆる青地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番及び2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

1番及び2番については同一事業のため一緒に報告いたします。1番は賃貸借、2番

は売買となります。

1 番ですが、譲渡人は令和6年3月31日に自宅にて調査を行いました。譲受人は、担当者の事務長補佐の方と、令和6年4月1日に電話で調査を行いました。

2 番ですが、譲渡人は令和6年3月31日及び令和6年4月1日にそれぞれの自宅にて調査を行いました。譲受人とは電話で令和6年4月1日調査を行いました。

申請行為ですが、本人が申請したもので、間違いはないということです。

転用理由については、譲受人は、現在の病院敷地が手狭になったため、交通の便が良く、平坦地であるこの場所に病院を移転したいということでした。譲渡人のうち1名は地域医療に貢献したいということで、賃貸借、売買を行うとのことでした。また、譲渡人のうち2名は、東名高速道路足柄スマートインターができたことに伴う通行車両の増加により、当該地での農作業に支障をきたしており、この度代替地が見つかったため、売買をするということでした。

資金は、確保されており、銀行からの融資により対応するとのことでした。

他の権利者の同意ですが、他の権利者はありません。

転用時期ですが、許可後6月頃から着工したいとのことでした。

他法令については、御殿場市土地利用対策委員会の承認決定通知書及び富士裾野東部土地改良区の意見書が添付されております。都市計画法についても手続きを進めております。農地転用については、面積的に県農業会議の常設審議委員会にかかる案件となるため、対応しますということでした。他にもあれば対応するとのことでした。

転用面積は、事業規模から見て適正であると思われます。

周辺農地への影響ですが、ないと思われませんが、ある場合は対応するということです。

以上です。お願いします。

会長

整理番号3番及び4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員

3番及び4番は同一の案件ですが、4番は工場の工事期間だけの仮設駐車場への転用ということですので、ご承知ください。

調査日は、3番の譲渡人とは令和6年4月4日、譲受人においては、総務課長と令和6年4月4日に現地で行いました。4番の譲渡人については、令和6年3月31日に譲渡人の長男に確認いたしました。

申請行為についてですが、申請人は各人とも、申請行為については本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は現在使用している従業員駐車場に、新工場を増設するに当たり、従業員駐車場を確保する必要が生じ、隣接する申請地を借り受け新しい駐車場として利用する事となり、転用理由については、妥当と思います。4番の場所については、工事期間中の仮設の駐車場となります。

資金につきましては、全て自己資金で賄います。

転用時期につきましては、許可後なるべく速やかに、地元説明会を行った後に行うということでした。

他法令につきましては、特にありませんが、盛土条例の対象外となっております。

転用面積ですが、常設の方は2,016㎡で81台分、仮設の方については1,452㎡で57台分の駐車場となっております。適正であると思われます。

周辺農地への影響については、営農条件に支障をきたすおそれはなく、付近に被害を及ぼすおそれもありますが、万が一被害が発生した場合については、責任を持って解決するとのことです。

以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程8 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の16ページをお願いします。  
議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年4月12日提出。  
議案書17ページの議案第3号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。  
本議案は、公告予定日が4月15日の利用集積計画となります。  
本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が3件で、合計面積は9,899㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 4筆 3,115㎡

番号2 (議案書の内容読み上げ) 2筆 6,383㎡

番号3 (議案書の内容読み上げ) 1筆 401㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員 番号3の借り手は、報告案件にもあった法人の従業員の方だと思いますが、機械等はどうのように確保する予定ですか。

事務局 法人から独立される2名は、機械のリース、販路の関係等も含めて当該法人と契約を個別に結んでいるとのことで、独立後も当該法人がサポートをしていくと聞いておりま

す。

7 番委員

当該法人が個人の研修生に農地を移す理由があるのですか。

事務局

当該法人は研修事業の一環として、新規就農者を育成する事業を行っておりますが、内容が有機栽培とういことで、他から農地を借りればすぐに始められるものではないため、現在当該法人が有機栽培に使用しているほ場を引継ぎ、そのまま使っていくということです。

7 番委員

分かりました。

会長

ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程 9 農業振興に関する議案を議題とします。  
議案第 4 号 令和 6 年度農作業受委託等標準料金の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書 18 ページをご覧ください。

議案第 4 号 令和 6 年度御殿場市農作業受委託等標準料金表を別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和 6 年 4 月 12 日提出。

農作業受委託等標準料金表につきましては、地域での標準的な金額水準を示すことにより、農業労働力の確保、また安定した農業経営の実現に資するため、毎年農業委員会が決定し公表をしているものとなります。

議案書 19 ページ、議案第 4 号別紙資料をご覧ください。

本案の内容につきましては、まず御殿場市農作業受委託組合及び富士山茶業組合において協議を経た後、事務局にて料金表の素案を作成し、その後本農業委員会の代表として、会長、会長職務代理、農業委員、農地利用最適化推進委員、また関係者として、農作業受委託組合長、農協御殿場地区本部統括営農経済センター長、部農会長代表者協議会長、富士山茶業組合長の計 8 名から構成される会議にて、書面議決をいただいたものであります。

本日は、本案について農業委員会でご審議をいただきたいと思います。本日可決となった場合は、本料金表は決定となり、後日市ホームページへの掲載や部農会への回覧により、公表が行われる予定です。

令和6年度の変更点についてご説明します。金額等の変更があった場所につきましては、表中の下線が引かれている3箇所になります。

1か所目は、茶摘み日当額につきまして、令和5年10月に静岡県最低賃金が944円から984円に改正されたことを鑑み、7,600円から7,900円に変更となります。

2か所目は、茶摘みの摘量による料金につきまして、日当額の変更に伴って、生葉1kg当り320円から340円に変更となります。

3か所目は、農休日についてです。例年、農休日は、春作業が終了した時期に1回と、秋作業が終了した時期に1回設けておりまして、慣例で5月下旬の土日と11月の農協祭の開催日を指定しております。今回については暦に合わせて変更した形となります。

最後に、料金そのものの変更ではありませんが、インボイス制度の施行を考慮し今回から料金表にかっこ書きで税抜き価格を表示しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程10 農業委員会に関する議案を議題とします。

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について 事務局から説明を求めます

事務局

議案書の20ページお願いいたします。

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和6年4月12日提出。

議案書21ページ 議案第5号 別紙資料をご覧ください。

本議案につきましては、農林水産省経営局長通知により、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標の設定等を決定し、4月末までにホームページで公表することとされているため、本市農業委員会におきましても、令和6年度の最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものでございます。

(資料内容説明)

令和6年度の目標の説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 　　ただ今、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等　なし）

会長 　　無いようなので、採決に入りたいと思います。  
本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 　　全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 　　これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 　（連絡事項）

1. 農業委員会委員の報酬額の増額について
2. 農作業の公道走行等について
3. 地域計画について
4. 地域まるっと中間管理方式講演会資料について（3月19日）
5. 地域まるっと中間管理方式講演会の新聞記事について（岳麓新聞）
6. 営農型太陽光発電について
7. 先進地活動事例（高知県奈半利町農業委員会の地域計画策定に向けた取り組み）の紹介並びに協議
8. 相続登記の義務化について
9. 農業委員会座席表について
10. 令和6年度 地区別農地利用最適化推進研修会 開催要領（案）について
11. 農業会議情報のご案内
12. 農業委員会親睦会の会計監査について
13. 次回総会　5月13（月）午後2時00分  
御殿場市民会館　3階　第7会議室

事務局長 　　ここまでで、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

4番委員 　　質問ではないですが、意見でも良いですか。

事務局に個人的にお話させていただいていますが、完全に耕作放棄地となった土地が自分の地区内にあります。その場所は、元は水田でしたが、現在は雑木と茅野ということです。秋から冬にかけての乾燥時期は、いつ野火が発生するかわかりません。近隣住民に不安を与えておりますので、土地の所有者は現在地区外の方ですが、連絡がつかない状態だと思います。跡取りはいると思います。そこのお父さんがいない。家族もいない状況の土地だと思います。名義人はそれなりの名義人がいると思いますので、市のほうから行政指導もしくは、広域行政組合、消防と連名で土地の所有者に抗議をさせていただきたい。道路の沿線につきましては、地元の方が草刈りをしてきています。車の通

行に支障が無いように道路沿いだけは刈っております。中は荒れていますので、いつ火災が起きるかわかりません。近くに民家、お寺もあり非常に危険ですので、管理するように、委託してでもよいので、草刈りするように指導をしてください。お願いします。以上です。

事務局 以前にもご相談いただきまして、所有者は市内に住んでいないようで、どの方に指導するのか確認する必要がありますので、またご相談させていただければと思います。よろしくお願いたします。

4番委員 地区の方から、非常に苦情が入っておりますので、よろしくお願いたします。

事務局長 ほかにございますか。

事務局長 ご質問もないようですので、以上をもちまして、令和6年度第1回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 1番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 2番 \_\_\_\_\_